## NHK 受信料裁判支援請願署名のお願い

(請願趣旨

【請願の経緯と理由

速やかに本件の弁論を再開し、本件に予断と偏見を抱いていることが 明らかな森川さつき裁判官を担当から外して、3人の裁判官による合 議体での公正で充実した審理を求めます。

- ・森川裁判官は、充分な弁論を行うことなく、わずか2回の口頭弁論で 弁論終結を強行した。
- ・被告・弁護団は裁判官の忌避申立をしたが、奈良地裁は「忌避申立却下」の決定を出した。
- ・被告原告双方の主張を噛み合わせる審理がまだ行われていない。
- ・ 森川さつき裁判官は、本件に予断と偏見を抱いていることが明らか である。

## 【被告の主張】

## 

- ◆ 受信契約は、受信の対価として受信料 を支払う有償双務契約である。
- ♦ 放送法に違反する放送を行った場合、 受信契約者は受信料支払いを拒むこ とが出来る。
- ♦ NHK の放送法違反事例は特にニュースなど報道番組に多く、アベチャンネル(政権擁護・広報機関)化している。
- ◆ 受信料の性質は、放送事業を行うため の「特殊な負担金」であり、対価的給 付を前提としたものではない。
- ◆ 原告は受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っていない。
- ♦ 放送法の放送番組編集規定は倫理的義務を定めたものであり、法的義務を定めるものではない。

## 【裁判の経過】

- 1. 2016年3月4日第1回口頭弁論 (傍聴席24に対し傍聴希望者55名)
  - ・訴状と答弁書の陳述後、被告代理人弁護士が意見陳述
  - ・合議体での審理を要請し、森川裁判官検討を約束
- 2.5月13日第2回口頭弁論 (傍聴席 70 に対し傍聴希望者 152 名)
  - ・双方準備書面陳述、被告代理人弁護士2名が準備書面の要旨を口頭陳述
  - ・ 森川裁判長、口頭弁論終了間際に、事前通告なく、弁論終結し判決言い渡し期日 を指定しようとした。
  - ・弁護団は弁論継続を要求したが聞き入れられず、口頭で裁判官忌避を申し立てた。
- 3.5月16日森川裁判官忌避申立書を提出。5月20日回避勧告書を提出。
  - ・回避・忌避を求める署名活動を実施し、約10日間で1799筆を集め提出
  - ・封書、ハガキによる抗議行動を併せ行った。
- 4.5月24日奈良地裁は「忌避申立却下」を決定し、同26日決定書が送付された。
- 5.6月2日上記「忌避申立却下を決定」に対し抗告状を大阪高裁に提出

[呼びかけ] NHK 問題を考える奈良の会(放送受信料請求事件 被告・弁護団支援) 〒630-8213 奈良市登大路 5-5 奈良県教育会館1階 奈良県労働組合連合会内 連絡先 齋藤 紀彦 TEL:090-5675-5049